

全国農政連推薦・県農政連公認
参議院議員藤木しんやの

永田町でも 百姓宣言

「ツケは誰に回ってくるのか」

【豪雨災害が西日本を襲う】

平成に入ってから最悪とも言える豪雨災害が西日本を襲いました。一般の豪雨災害で被害に遭われた地域の皆様に、心からお見舞い申し上げますとともに、多くの尊い生命が失われてしまったこと、ご家族のご心痛に言葉が出ません。ご冥福をお祈りいたします。

一般の豪雨は1府10県に特別警報が発表され、河川の氾濫やため池の決壊による水害、土砂流入などにより甚大な被害となりました。政府をあげて迅速な被害状況の把握に努めておりますが、未だ被害の全容が明らかになっていません。人命を最優先に今も捜索や復旧作業が続いております。

JAGグループでも災害対策本部を立ち上げた県域が多くあります。災害対応に携わっている方々に心から敬意を表します。何から手をつけていいかわからないような状況でも懸命に災害瓦礫の撤去や復旧作業に当たること、本当に大変なことだと思えます。私は熊本地震を経験した際、本当に多くの力を全国の皆様からもらいました。被害に遭われた地域にお返しできるような力を尽くします。

【国会閉会も危機感は消えず】

延長された通常国会が閉会しました。今国会で農林水産関係は9本の法案が成立しました。後半になればなるほど審議日程は厳しくなりました。言うまでもなく政府や行政を取り巻く様々な問題が影響しました。世論調査によると7割を超える国民が「国会は重要な事案の審議ができていない」と答えています。

私達は、本当に重要なものを見落としていないか。「拙速審議」のツケは誰に回ってくるのか。

9月には農政の方向を左右する自民党総裁選挙が控えています。この間の農業政策の決め方はあまりに一方的です。多くの懸念が法案審議でも「付帯決議」に表れています。現場と同じ危機感をもって今後の対応に挑みます。



▲生産者と農政を語る

全国・県農政連推薦

参議院議員山田としおの

農政問題に斬り込む

参議院農業・農協研究会で、

J A 改革問題を議論

【参議院の附帯決議を活用すべきだ】

夏から始まる税制と予算の議論で中央会の税制の扱い、JA監査の監査法人監査への移行に伴う負担増問題、来年には准組合員のあり方や信用事業の代理店化等の問題が俎上になる。そこで、各議員に情報を承知してもらうため、会期中に研究会を開いた。

私が設立以来事務局長を務め、JA改革問題だけでも2年間で20回以上、通算53回の研究会を開催し、与党の幹部に都度申し入れてきた。

特にJA改革問題は、参議院としての意見を取りまとめ、参議院農林水産委員会の議論に反映させてきた。当時の参議院の附帯決議は、野党との協議も重ね、農協改革のあり方に具体的な注文を付け、政府の動きをけん制できるものである。この附帯決議を踏まえ、今後農水省と党との折衝がなされなければならない。

【二階幹事長の、農協の役割とその評価の挨拶は大切だ】

二階幹事長はJAGグループの集会で「地域と農業にとり農協は無くしてはならない存在」「准組合員の問題や信用事業の代理店化問題については農協がダメだということを強行することは決してない」「このことは、党としてしっかりお約束しておきたい」と仰った。政府は農協改革を断行したと誇らず、農協の役割と取組を評価し強化する政策を展開すべきです。

【参考】農協法改正に関する、参議院農林水産委員会の附帯決議（H27・8・27）
（参議院の決議は特に太字部分を盛り込んで決議している）

一、農協改革は、「協同組合組織の発展を進める中で、農協が自主的な改革に全力で取り組むことを基本とする」と

三、「農業協同組合法第一条の目的を踏まえ、正組合員数と准組合員数との比較等をもって規制の理由としないうなど、地域のための重要なインフラとして農協が果たしている役割や関係者の意向を十分踏まえること」

七条について、准組合員の事業利用を規制するものでないことなど、その改正趣旨を適切に周知すること」

四、「農業協同組合法第一条は「農業者の協同組織の発達を促進すること」を旨としており、その観点から、農協の組織変更は、あくまで選択であり、決して強制的なものではないことを周知徹底すること」

七、「農協の監査費用の実質的な負担を増加させない等の配慮事項が確実に実施されるよう、関係者の協議を踏まえ、試験的な実証を行うなど万全の措置を講ずるとともに、農業協同組合監査士の専門性が生かされるよう配慮すること」

九、「農協等、我が国協同組合の目的・理念について、国民的理解が深まるよう努力すること」

「また、農業団体は、食料・農業・農村基本法において基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとするとされていることに鑑み、農業団体に関する政策を含む、具体的農業政策の決定に当たっては、食料・農業・農村基本法の施行に関し調査審議する食料・農業・農村政策審議会の意見を尊重すること」